



歯科衛生士業務(診療補助)に関する 業務ガイドライン

〈2014年4月版〉

一般社団法人 日本ヘルスケア歯科学会
The Japan Health Care Dental Association

目 次

1) 歯科衛生士業務における診療補助に関する業務ガイドラインの作成の意義	3
2) 歯科衛生士の熟練度の指標（歯科衛生士各個人に対して）	6
3) 歯科衛生士業務における診療補助に関する業務ガイドライン	7
4) 29項目以外の診療行為について	14

2014年4月30日発行

作 成 ：一般社団法人 日本ヘルスケア歯科学会

作成責任者 ：コアメンバー 河野 正清(河野歯科医院)

監 査 ：弁 護 士 小畑 真(札幌市・小畑法律事務所)

作成協力者(敬称略, 会員番号順)

田中 正大(田中歯科クリニック)／秋元 秀俊(秋編集事務所)／千草 隆治(千草歯科医院)／
杉山 精一(杉山歯科医院)／渡辺 勝(わたなべ歯科)／岡本 昌樹(おかもと歯科医院)／
斉藤 仁(さいとう歯科室)／高橋 啓(たかはし歯科)／薮下 雅樹(まさき歯科医院)／
太田 隆温(太田歯科医院)／森谷 良行(もりや歯科)／山口 将日(山口歯科医院)／
国井 一好(国井歯科医院)／金尾 好章(金尾好章歯科医院)／古仙 芳樹(フルセン歯科)／
竹下 哲(竹下歯科医院)／加藤 徹(加藤歯科医院)／近藤 明德(こんどう歯科医院)／
宇田川 義朗(宇田川歯科医院)／浪越 建男(浪越歯科医院)／大井 孝友(おおい歯科)／
鈴木 正臣(鈴木歯科医院)／浦崎 裕之(浦崎歯科医院)／檜崎 慶二(うつぎざき歯科医院)／
丸山 和久(丸山歯科医院)／半田 正(はんだ歯科医院)／丸山 吉弘(丸山歯科医院)／
齋藤 健(さいとう歯科)／中川 正男(中川歯科医院)／米山 吉洋(幕張ドルフィン歯科クリニック)／
安田 直美(クリスタル歯科)／川嶋 剛(川嶋歯科医院)／大久保 篤(おおくぼ歯科)／
鈴木 朋典(鈴木歯科医院)／橋本 昌美(こがはしもと歯科医院)／林 浩司(はやし歯科医院)／
田村 恵(河野歯科医院)／上田 康弘(さくら歯科医院)／宮本 学(宮本歯科・矯正歯科)／
羽山 勇(羽山歯科医院)／雨宮 博志(あめみや歯科医院)／長岡 守(カメラリアクリニック)／
滝沢 江太郎(たきさわ歯科クリニック)

1) 歯科衛生士業務における診療補助に関する業務ガイドラインの作成の意義

はじめに

地域住民の健康を守り育てるためには、歯科医師や医師ばかりでなく、多様な保健・医療専門職や教育・福祉介護関係者の連携協力が不可欠です。そのなかで、かかりつけの歯科診療所は、地域住民の健康を家族単位で生涯にわたって守る役割をもっていますが、それを支えるのは、歯科医師はじめ歯科衛生士、歯科助手、受付、歯科技工士などのチームです。とりわけ、長い年月にわたって通院者に深くかわり寄り添う歯科衛生士の存在は重要です。

しかしながら、古い考え方では、歯科衛生士を歯科医師の手伝いのように考え、いまも歯科衛生士自身が自分で考え、患者にかかわることを軽視する風潮が一部に残っています。また、法律を誤って解釈して歯周病患者の歯周組織検査や歯周初期治療、メンテナンスケア等を歯科衛生士が実施することについて、法的根拠がないと主張する歯科医師もいます。

地域住民が、痛みの除去や歯の修復だけではなく、健康と若々しく快適な生活を維持し、そして障害があっても楽しく暮らすためには、「由らしむべし知らしむべからず」の歯科医師中心の修復治療に偏った医療ではなく、むしろ患者さん自身の健康意識と行動を変えることが最優先です。このようなヘルスケアを重視した診療では、チーム医療にかかわる職種の自立心や責任感、そして専門家としての知識と経験、職能としてのプライドと自覚が求められます。わたしたちは、このような時代の要請に即して、歯科衛生士がその業務を適切、適法に実施していくことができるように、歯科衛生士の「診療補助」に関するガイドラインを作成します。

(1) 歯科衛生士の歯科医師行為の法的根拠

歯科衛生士という職種は、歯科医師がすべき仕事(歯科医行為)のいくらかを歯科医師に代わってすることができます。その法的根拠は、歯科衛生士法第二条2項の「診療補助」です。「診療補助」とは当初、保健師助産師看護師法という法律で、「傷病者若しくは若くは婦人に対する療養上の世話又は診療の補助をおこなうこと」(保助看法第五条)が看護師、准看護師、保健師及び助産師だけに認められたものでした(保助看法第三十一条第一項及び第三十二条)。この保助看法の規定にもかかわらず、「歯科診療の補助をなすことを業とすることができる」としたのが、歯科衛生士法の第二条2項です。つまり、医師の行為(医行為)における看護師と同じように、歯科医師の行為(歯科医行為)のある部分については歯科衛生士が代わりをすることができるのです。

診療補助とは、言葉から連想されるように、セメント練和やバキューム操作などのアシスタントワークではありません(アシスタントワークには歯科衛生士の資格は不要)。

歯周病患者の歯周組織検査や歯周初期治療、メンテナンスケアなどを歯科衛生士が行う法的根拠は、このように歯科衛生士法第二条2項の「診療補助」にあるのです。

(2) 歯科衛生士の三つの業務

歯科衛生士法は、第二条に、歯科衛生士の業務内容を規定しています。「予防処置」「診療補助」「歯科保健指導」が歯科衛生士の業務ですが、最初に法律ができたときは「予防処置」(1948年；昭和23年)のみ、1955(昭和30)年の改正で「診療補助」、そして1989(平成元)年の改正で「歯科保健指導」が加わり、2014年2月に閣議決定された歯科衛生士法改正案の2条1項の「予防処置」の条文の「歯科医師の直接の指導の下に」から「直接の」の文言を削除することが決まりました。「予防処置」については露出根面と正常な歯肉縁下に限定して付着物の機械的操作による除去や薬物の塗布ができることが具体的に示されています。この「予防処置」に関する事細かな規定(第二条)のために、歯周病患者の歯周組織検査や歯周初期治療、メンテナンスケアを歯科衛生士が実施することはできないとする誤解が生まれるようですが、これは法律の誤読です。その背景には、歯科衛生士の行う行為が予防処置を含めて、本来、歯科医行為であることの理解不足と歯科衛生士の独立業務への警戒と不信、歯科衛生士に歯科医行為を任せるべきではないとする考え方があるのでしょう。

(3) 診療補助と相対的歯科医行為

では、歯科衛生士資格があれば、だれでもどんな条件でも歯科医行為を肩代わりできるのでしょうか。そうでは、ありません。

歯科衛生士法第13条の二は、それを規定しています。ちょっとわかりにくい条文ですが、「歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに当つては、主治の歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない」と記載されています。この意味は、主治の歯科医師の指示があれば、診療機械の使用、医薬品の授与、医薬品についての指示、その他衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしていい、ということです。

では、歯科医師は何でも歯科衛生士に指示してしまってもいいのでしょうか。それは、診療補助のそもそもの趣旨に反します。

歯科医行為のうち、診療補助として行うことが可能なものは「相対的歯科医行為」と呼ばれ、歯科医師自らが行う「絶対的歯科医行為」と区別されています。

1987(昭和62)年に日本歯科医師会に提出された「歯科衛生士の業務範囲についての調査報告書」では歯科診療の補助の業務について以下のように記載されています。

歯科衛生士教育のレベルとその浸透度、実際に業務に従事している歯科衛生士の知識技能の状況などから考えて、

- (1) 歯牙の切削に関連する事項
- (2) 切開や、拔牙などの観血的処置
- (3) 精密印象をとることや咬合採得をすること
- (4) 歯石除去のときの除痛処置をのぞいた各種薬剤の皮下、皮内、歯肉などへの注射

などは、主治の歯科医師が歯科衛生士に指示することは適切でないと考えられる。

つまり、上記4項目は歯科医師のみが行うことができる「絶対的歯科医行為」であり、それ以外は歯科衛生士が歯科診療の補助として行うことができる「相対的歯科医行為」です。ただし、「絶対的歯科医行為」と「相対的歯科医行為」の線引きは、具体的に明瞭に決まっているわけではありません。

(4) 歯科衛生士の知識技能のレベル

診療補助として歯科衛生士に委ねることのできる「相対的歯科医行為」の範囲は、主治の歯科医師の判断に任せられています。

2006年にこうべ市歯科センターにおいて歯科衛生士が日常的に行っていた採血、投薬について、業務違反ではないかという疑いが出されたことがありました。このとき厚労省歯科保健課は、「今回は条件が整っており法に触れない」との見解を出しました。

主治の歯科医師がその歯科衛生士の能力を判断して「させてよい」と判断したときには合法的に歯科診療の補助とみなされるのですが、この場合には、指示された歯科衛生士はその行為から生ずる結果について責任をもたなければなりません。したがって、歯科衛生士はその指示に応ずることのできる知識技能を持っていなければならない、もし不足であれば改めて指示をあおぐ、とされているのです。

つまり、歯科衛生士に歯科診療の補助を指示して行わせるには、その歯科衛生士がその指示に応ずることのできる知識技能を持っていることが前提条件とされる、ということです。

その指示に応ずることのできる知識技能をもっていない歯科衛生士に、歯科診療の補助を指示して行わせた場合、健康被害があったときには歯科医師と歯科衛生士がともに責任を負うことになるのです。このことは、きわめて重要な意味をもっています。

歯科衛生士に歯科診療の補助を指示して行わせるには、常にその歯科衛生士の知識技能のレベルを判断する必要があります。この判断に関して、同じく「歯科衛生士の業務範囲についての調査報告書」には、以下のように記載されています。

一つの行為の名をあげて、一律に指示の適否をあげるのではなく、その時の状態によって異っている。

まずその患者の状態、その行為の影響の軽重、その歯科衛生士の知識技能の状態によってその都度決まるものである。

つまり、歯科医師は、指示して行わせる行為一つひとつについて、その患者の状態、その行為の影響の軽重、その歯科衛生士の知識技能の状態について判断を行っていく必要があります。

(5) 歯科衛生士業務ガイドラインの作成

ここで重要なことは、あくまでも地域住民の健康を守り育てるうえで、歯科衛生士の自立した判断や行為こそが安全で効果的で有効だ、という事実です。

では、このような診療補助を指示して行わせる際に、行為一つひとつについて、どのような診断、判断、指示を行っていけばいいのか、歯科医師、歯科衛

生士の双方が適法に歯科診療の補助を行うために、日本ヘルスケア歯科学会では、とくにヘルスケア型の歯科診療における歯科衛生士の日常の診療補助業務に関するガイドラインを作成することにしました。

2) 歯科衛生士の熟練度の指標（歯科衛生士各個人に対して）

高い熟練度：A

- ① 日本ヘルスケア歯科学会認定歯科衛生士
- ② 日本ヘルスケア歯科学会認定歯科衛生士より直接の指導，研修を継続的に受けている（同一の医療機関に日本ヘルスケア歯科学会認定歯科衛生士が勤務している）
- ③ 日本ヘルスケア歯科学会主催歯科衛生士研修会（注あり）を過去3年以内に受講している

中等度の熟練度：B

- ① 高い熟練度(A)の歯科衛生士より直接の指導，研修を継続的に受けている（診療所に高い熟練度(A)の歯科衛生士が勤務している）
- ② 高い熟練度(A)の歯科衛生士から必要に応じた指導，研修を受けている
ただし，①，②ともに医療機関内において熟練度Cを満たす指導，研修が継続的に行われていることを前提とする

低い熟練度：C

新人研修マニュアルに基づいた新人研修終了後，基準書，マニュアルなどに基づいた指導，研修が行われている

熟練度なし：D

上記A，B，Cのいずれにも該当しない場合

注：日本ヘルスケア歯科学会主催歯科衛生士研修会

歯科衛生士研修会は日本ヘルスケア歯科学会認定歯科衛生士が講師であることを必須とする。

歯科衛生士研修会は日本ヘルスケア歯科学会主催を原則とする。

ただし，日本ヘルスケア歯科学会公認グループ，もしくは日本ヘルスケア歯科学会正会員が主催する研修会で，日本ヘルスケア歯科学会認定歯科衛生士が講師であること，かつ受講対象者が歯科衛生士である研修会については，その主催者が日本ヘルスケア歯科学会に歯科衛生士研修会実施申請書（別途指定）を提出した場合には，審査のうえ公認されれば，この限りではない。

3) 歯科衛生士業務における診療補助に関する業務ガイドライン

歯科衛生士業務ガイドライン

1 患者から主訴を予備的に聞き歯科医師に伝える		2 患者の全身状態について聞き歯科医師に伝える	
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 D 2 年未満	熟練度 D 2 年未満 基礎疾患（心疾患、肝疾患、腎疾患、胃腸障害、喘息、糖尿病、ステロイド使用者、アレルギー）について最低限の知識を有する者	
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	不要	不要	
歯科医師から歯科衛生士への指示例	主訴を具体的に聞き、患者の言葉で記録する 来院にいたる動機や、治療に対する希望を確認するなどの包括的指示でよい	日常生活の状態や全身状態について尋ね、必要と判断した場合は基礎疾患、妊娠の有無、服薬の有無、さらに必要と判断した場合は通院中の医療機関名、通院状況について尋ねる、などの包括的指示でよい	
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点	患者の緊張を解いて、話しやすい雰囲気づくりを心がける 患者の立場で、治療に対する希望を聞く 思い込みや主観にとらわれないことに注意して記録する	問診にあたっては患者に不安を与えないように配慮する 全身状態と歯科疾患の関係、歯科診療内容と全身状態との関連について知ることが不可欠	
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態	コミュニケーションが上手くいかず、聞き取ることができない場合	歯科治療が全身状態に障害を与えるか否かが判断できない場合 歯科治療に影響する全身状態が認められた場合 治療に障害となる全身状態（発熱、貧血、酒酔いなど）を認めた場合	
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容	聞き取った内容を記録しておく	今後の治療内容 服用薬剤が歯科疾患に影響しているかを調べる	
その他			
3 患者の服薬について聞き歯科医師に伝える		4 脈拍、体温の測定	
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 D 2 年未満	測定機器を用いる場合：熟練度 D 手指で検脈する場合：検脈の訓練を受けていること	
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	不要	不要	
歯科医師から歯科衛生士への指示例	服薬がある場合は「何の薬」をいつから服用しているのかを確認し、カルテなどに記入する。「お薬手帳」などについて許可をもらえれば複写するなどの包括的指示でよい		
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点	できるだけ、「お薬手帳」または「薬剤情報提供書」を提示してもらう 高齢等により、患者からの聞き取り内容に疑義がある場合は、家族等付き添い者に確認する 注射による(内服以外の)投薬を受けていないか確認する 患者のプライバシーに配慮する	器械を使用する場合、測定方法を遵守する 測定環境による変化を考慮する	
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態	抗凝固薬等を、自己判断で休薬している場合 全身疾患が疑われるが、医科を受診していない、服薬していない場合	正常範囲にない場合	
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容	受診当日の全身状態について業務記録に記入する	測定結果と処置への影響について患者に説明する	
その他			

歯科衛生士業務ガイドライン

5 血圧の測定		6 口腔内の概況検査	
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数		熟練度 C 経験 2 年未満	
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	不要	必要	
		「A さんについては、とくに頬粘膜の病変の有無について記録しておいてください」	
歯科医師から歯科衛生士への指示例		口腔内全体をくまなく診査する ミラーを使用し、見落としがないようにする	
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点		想定外の異常が認められた場合 歯番の判断に迷う場合	
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態			
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容			
その他			
7 口腔内写真撮影		8 エックス線フィルムの位置づけ	
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数		熟練度 C 2 年未満	
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	必要	必要	
	「A さんは最後臼歯を必ず含めてください」	「A さんは口蓋が浅いけれど平行法で欲しいのでフィルムホルダーにしてください」	
歯科医師から歯科衛生士への指示例		口蓋の深さや口腔底の深さ、骨隆起の有無、嘔吐反射の有無、緊張感が強くないかどうか、舌や頬筋の過緊張などに配慮する 物理的にエックス線フィルム等を受け入れられない場合には無理をしないこと インジケーターを使う場合、具体的動作を患者に指示する	
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点		患者が受け入れられない場合、または負担があると認められた場合	
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態		位置づけに改善点があるときはそのアドバイス 現像（スキャン）後に再撮影が必要な場合にはその旨を伝えるが、同時に具体的な改善策を示す	
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容			
その他			

歯科衛生士業務ガイドライン

9 エックス線写真の撮影準備・誘導		10 歯周組織検査
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 D 2 年未満 ただし、エックス線曝射スイッチを押すのは、歯科医師に限られる	熟練度 C (B が望ましい) 2 年未満
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	必要	必要
歯科医師から歯科衛生士への指示例	「心配なところがある場所もあるので全顎の撮影をしたいとお伝えしておいてください」	「右上の隣接面、とくに注意してください」
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点	適切な防護衣を選択して、患者に着用してもらう イス、ヘッドレストを体格に合わせて調整する 子供には誘導前に十分説明をして、不安を取り除くようにする 義歯の外し忘れを確認する	測定項目の確認、患者への説明、ポジショニング、歯根および歯周組織の解剖学的形態の把握、プロープ圧、ウォーキングストローク、ミラーテクニック
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態	十分な理解、同意が得られていないと判断した場合	重篤な急性症状がある場合 歯周病以外の新たな疾患がある場合
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容		検査結果に基づいた治療計画
その他		* 本来は熟練度 B が望ましいが歯科衛生士研修会の実施状況を配慮して当面の間は熟練度 C でも可とする
11 歯垢清掃状態の記録		12 フレミタス検査
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 D 2 年未満	熟練度 C (B が望ましい) 2 年未満
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	不要	必要
歯科医師から歯科衛生士への指示例	(包括的な指示でよい)	「左上の小白歯部、慎重に診査してください」
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点	歯垢染色液を使用する場合は患者の口腔内外への付着防止を行うこと 歯垢染色を患者が望まない場合	咬頭嵌合位だけでなく、側方運動時も診査すること 過去のフレミタス検査より、変化を感じた場合
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態		継続的なフレミタス検査の必要性の有無
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容		
その他	* 保健指導としての歯垢清掃状態の記録は、事前の歯科医師の診断および事後の指示を必要としない	* 本来は熟練度 B が望ましいが歯科衛生士研修会の実施状況を配慮して当面の間は熟練度 C でも可とする

歯科衛生士業務ガイドライン

13 口腔粘膜診査		14 う蝕活動性検査	
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 C 2 年以上	熟練度 C 2 年未満	
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	必要	必要	
歯科医師から歯科衛生士への指示例	「いつごろから気になりだしたか、それから大きさの変化についても記録しておきましょう」	「唾液分泌に影響しそうな薬や飲み物のことも確認しておいてください」	
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点		検査の目的、検査方法、費用等を伝え、患者の同意を得る 検査の他に、検査の内容に関連する生活習慣を問診、記録する。特に体調変化、日常生活の変化、服薬の変更等を確認する	
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態	何らかの口腔粘膜疾患が疑われる場合	患者の同意が得られない場合 検査機器の誤作動 検査値の異常値（明らかなエラー）	
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容	次回診査までの期間 家庭での療養方法	患者に対する検査結果の報告、説明内容	
その他			
15 ICDAS 検査		16 カリエスリスクアセスメント	
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 C 2 年以上	熟練度 B (A が望ましい) 2 年以上	
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	必要	必要	
歯科医師から歯科衛生士への指示例	「A 君の前歯部のコードは歯面の中の部位も記録しておいてください」	「A ちゃんの場合は、とくに食生活に注意してくださいね」	
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点	確実な歯面清掃とエアーによる 5 秒間の乾燥を行う 湿潤状態、乾燥状態をきちんと確認する	う蝕の病因論を十分に理解しておくこと リスクは過去、現在、未来と変化しうると理解しておくこと 視診、検査結果だけでなく、患者の生活環境や習慣についても十分把握すること	
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態	ICDAS コードの判定に迷う場合	各種診査、検査の評価に明らかな矛盾があると考えられた場合	
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容	検査結果の患者への説明	リスクアセスメントに沿った治療計画、およびメンテナンス計画	
その他		* 本来は熟練度 A が望ましいが歯科衛生士研修会の実施状況を配慮して当面の間は熟練度 B でも可とする	

歯科衛生士業務ガイドライン

17 歯周病リスクアセスメント		18 喫煙状況の把握と禁煙支援	
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 B (A が望ましい) 2 年以上	熟練度 D 2 年未満	
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	必要	不要	
歯科医師から歯科衛生士への指示例	「A さんについて BOP の変化と禁煙について注意してください」		
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点	歯周病の病因論を十分に理解しておくこと リスクは過去、現在、未来と変化しうると理解しておくこと 視診、検査結果だけでなく、患者の生活環境や習慣についても十分把握すること	タバコへの依存度、ステージの把握 喫煙状況・環境の把握と対策	
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態	各種診査、検査の結果の評価に、疑問をもった場合	禁煙外来の紹介を希望された場合 禁煙補助薬剤の副作用が認められた場合	
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容	リスクアセスメントに沿った治療計画、およびメンテナンス計画	禁煙後の一時的な歯肉出血への対応	
その他	* 本来は熟練度 A が望ましいが歯科衛生士研修会の実施状況を配慮して当面の間は熟練度 B でも可とする	経年的に再喫煙する人、逆にメンテナンス時に禁煙する人もいるので、継続的に関わる姿勢が大切	

19 歯周基本治療の実施		20 口腔衛生指導	
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 B (A が望ましい) 2 年以上	熟練度 D 2 年未満	
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	必要	必要	
歯科医師から歯科衛生士への指示例	「A さんはブラッシングの部位を決めて改善を実感してもらいながら SRP を進めることにしましょう」	「A さんの場合は、比較的やさしい部位を選んであげてくださいね」	
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点	患者の苦痛、歯面・歯肉の損傷を考慮し、歯周基本治療に対するモチベーションの維持に努めるさせることができるだけ患者へ不快感を与えないように配慮する	口腔衛生の目的と、ヘルスプロモーションの考え方を説明、理解させる 患者の気持ちを受け入れ、個々の生活背景や病態を考慮して行う	
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態	浸潤麻酔の必要性が生じた場合 診断した時点より、歯周組織の悪化が認められる場合	患者とのコミュニケーションが得られない場合	
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容	歯周基本治療の終了時から必要な期間、治療を待って再評価を行う その結果から歯科医師が診断を行い、歯周外科、SPT、メンテナンス等の治療の方向性を共有する	今後の患者の行動変容とブラークコントロールの変化をよくみるよう指示	
その他	* 本来は熟練度 A が望ましいが歯科衛生士研修会の実施状況を配慮して当面の間は熟練度 B でも可とする	* 保健指導としての口腔衛生指導は事前の歯科医師の診断および事後の指導を必要としない	

歯科衛生士業務ガイドライン

21 メンテナンスケアの実施		22 歯肉縁上スケーリング
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 B (A が望ましい) 2 年以上	熟練度 D 2 年未満
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	必要	必要
歯科医師から歯科衛生士への指示例	「少し糖尿があるようだから、歯肉の状態と血糖値のコントロールについて、とくに注意して進めてください」	「A さんは、下顎前歯部だけにしておいて反応をみましょう」
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点	視診、検査結果だけでなく、患者の全身疾患や生活環境の変化についても十分把握する 疼痛を与えない	患者に歯肉縁上スケーリングの目的と効果、歯石再付着予防の必要性を伝える 患者に苦痛、不快感を与えないこと 歯面および歯肉を傷つけないこと
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態	歯科医師の診査・処置が必要と考えられる場合 メンテナンスケアの障害となるような状況が考えられる場合	患者が痛みを訴えた場合
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容	来院間隔の確認 今後のメンテナンスに必要な口腔の状態や全身状態の詳細な記録 歯科医師の処置が必要な場合、その内容、時期など	今後の治療内容についての指示、ただし治療計画に基づき歯科衛生士業務を行っている場合には、すべての業務が終了してから指示を出すことも可能
その他	* 本来は熟練度 A が望ましいが歯科衛生士研修会の実施状況を配慮して当面の間は熟練度 B でも可とする	* 予防処置としての歯肉縁上スケーリングについては事前の歯科医師の診断および事後の指示を必要としない

23 SRP		24 知覚過敏処置
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 B (A が望ましい) 2 年以上	熟練度 D 2 年未満
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	必要	必要
歯科医師から歯科衛生士への指示例	「右上はデンタルと EPP 見比べながら時間をかけてお願いいたします」	「フッ化物、イオン導入、レーザーの順に反応をみながら対応していきましょう」
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点	疼痛、根面の脱灰等に留意し、過剰な歯質削除にならないよう気をつける	操作法を順守しつつ唾液からの防湿を施しながら患歯に実施する 材料の性質と症状消失、あるいは軽減の判断
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態	器具の到達が困難で、取り残しが疑われる場合 疼痛があり、十分な処置が行えない場合	数回の繰り返し処置が必要である場合
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容	今回の治療内容についての確認	症状の再発時には再度、報告する
その他	* 本来は熟練度 A が望ましいが歯科衛生士研修会の実施状況を配慮して当面の間は熟練度 B でも可とする	

歯科衛生士業務ガイドライン

25 高濃度フッ化物塗布処置		26 シーラント	
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 D 2 年未満	熟練度 D 2 年未満	
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	必要	必要	
歯科医師から歯科衛生士への指示例	「今日は上顎前歯部だけ処置してください」	「下顎の 6 番にシーラントしてください」	
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点	適量を塗布する 特定部位塗布の場合、隣接歯に薬剤が流れないようにする	防湿には特に留意すること 過剰な充填を行わないこと	
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態	何らかの異常が認められた場合	裂溝部を超えて実質欠損が認められる場合 オーバーフィリングにより、咬合調整の必要性が認められた場合	
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容	本人、保護者に塗布後の注意点を伝える 本人、保護者に次回の塗布予定日を伝える	メンテナンスによる経過観察	
その他	* 予防処置としてのフッ化物塗布は事前の歯科医師の診断および事後の指示を必要としない		

27 PMTC		28 局所麻酔（浸潤麻酔）	
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 C (B が望ましい) 2 年以上	熟練度 A 2 年以上 局所麻酔についての知識・技能を有していること	
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	必要	必要	
歯科医師から歯科衛生士への指示例	「セルフケアをサポートする意味で処置中に歯肉状態をほめてあげてね」	「A さんの上顎前歯部はポケットが深いので、患者さんと相談しながら浸麻してください」	
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点	う蝕のリスク、歯周病のリスクが高い部位を理解すること PMTC 実施部位のリスクを把握して PMTC を行う患者に必要なホームケアを指導する	術前、術中および術後の患者の全身状態に留意する	
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態	以前との状況を比較する中で歯質や歯肉に変化があった場合 術後の異和感、知覚過敏などの症状を患者が訴えたとき	術前の全身状態に問題がある場合、あるいは術中に全身あるいは局所状態が変化した場合	
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容	次回実施予定		
その他	* 本来は熟練度 B が望ましいが歯科衛生士研修会の実施状況を配慮して当面の間は熟練度 C でも可とする		

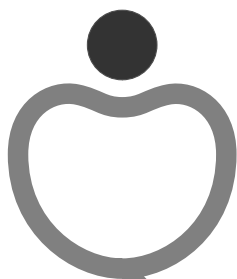
歯科衛生士業務ガイドライン

29 表面麻酔	
必要とされる歯科衛生士の熟練度とヘルスケア歯科診療経験年数	熟練度 C (B が望ましい) 2 年以上
歯科医師による患者ごとの個別具体的な判断と指示	必要 「埋伏智歯周囲に表面麻酔をしてください」
歯科医師から歯科衛生士への指示例	
実施にあたり歯科衛生士が留意すべき点	アレルギーの有無を確認する
実施にあたり歯科医師に報告を行い、再度の指示を受ける必要がある事態	表面麻酔を行う部位に何らかの粘膜異常がみられる場合 や口角炎などがみられる場合
終了後の歯科医師から歯科衛生士への指示内容	
その他	* 本来は熟練度 B が望ましいが歯科衛生士研修会の実施状況を配慮して当面の間は熟練度 C でも可とする

4) 29項目以外の診療行為について

「歯科衛生士業務における診療補助に関する業務ガイドライン」において、29 項目の診療項目についてガイドラインを作成しました。これは本学会が推奨しているヘルスケア型の歯科診療において日常的に行われている主な診療行為29 項目について共通の認識と理解をガイドラインという形で示す必要があると考えたからです。

しかしながら、日常の歯科臨床においては、この29 項目以外の診療行為(相対的歯科医行為)を、歯科衛生士法第二条2 項の「診療補助」として、歯科衛生士に行わせることは可能であり、また行わせているのが実情です。その際には「1)の(4)歯科衛生士の知識技能のレベル」に記載しているように、歯科医師は、指示して行わせる行為一つひとつについて、その患者の状態、その行為の影響の軽重、その歯科衛生士の知識技能の状態について判断を行っていく必要があります。



一般社団法人 日本ヘルスケア歯科学会

事務局

〒112-0014 東京都文京区関口1-45-15-104

Tel. 03-5227-3716 / Fax. 03-3260-4906

URL <http://www.healthcare.gr.jp>

E-mail : center@healthcare.gr.jp